

一、八千六百九拾壹石貳斗八升
以上拾八萬八百五拾石

一、四萬四千石
一、六萬六千石
都合貳拾九萬八百石

右分令扶助訖。全可領知者也。

天正十三年閏八月十三日

秀勝 吉 在判

(羽柴) 羽柴左衛門督どのへ

(川北村とあるは、越前九頭龍川以北の村々の義なるべし。)

閏八月十三日。前田利家、三輪吉宗等に、能登の納租に關して告ぐ。

【三輪文書】

一九一九

覺

一、金子は百俵がへ年貢いづれも可請取之事。
一、嶋のかきとりは、年々金子壹枚づゝに可相定事。
一、三崎、西海百姓として、宇出津に藏を作候て年貢米

可納候。右之三崎・西海・町野・宇出津・松波之藏奉行には、笠間与七・渡邊喜左衛門尉可申付候事。

一、大念寺、府中ニ有之藏共損可申候間、藏奉行并喜七申付、普請をさせ、年貢米可納候事。

一、山田源十郎・九里十左衛門尉知行分之事、從此方押候間、大窪市介・梅覺右衛門尉越候而、糺明可仕置候事。

以上

後八月十三日

(前田利家) 在 印

三輪藤兵衛殿

今井左七殿

閏八月廿五日。前田利勝、越中射水郡二上の渡守に、先規の如く渡舟に従はしむ。

【門野文書】 越中

一九二〇

二上渡舟之事、如先規罷出可相渡。自然非分申懸族在之者可申越、堅可申付者也。

天正十三 壬八月廿五日

(前田) 利勝 在判

二上 渡守かたへ

閏八月。前田利勝、越中射水郡古國府勝興寺に、制札を與ふ。

【勝興寺文書】 越中

一九二二

禁制

古國府 勝興寺

一、寺内陣取免許事。
一、當寺内へ奉公人不可出入事。
一、古國府分不可伐採竹木事。
一、寺内へ立入、非分之儀申懸族於在之者、留置可有注進事。

一、當町市日如先々可相立事。

右之條々堅被停止畢。若違犯之輩於有之者、忽可處嚴科者也。仍如件。

天正拾參

閏八月 日

(前田) 利勝 在判

九月十一日。羽柴秀吉、前田利家に羽柴筑前守の稱を譲り、利勝を越中三郡に封す。

【萩草】

一九二二

自筆にて申入候。近年内藏助度々國さかひへ人數を出し、ことにすへもりのしる過半せめおとすところに、貴殿父子さつそくうしろせめ有により、大利えられ、其後越中はすぬまへ兵を入、やきはたらきしててきをうちとり、大てがらのよし、上方へもきこへ候てこゝちよくおぼえ候。なりまさにはひやうりものに而、にあはざる事おほく候。此度きつとせいはいとげんと存じ候へ共、御本城どのいろくわび、其上入道に成申うへは、其身も今はがてん仕やとたすけ、新川一郡あたへ候。殘三郡は貴殿へまいらせ候。去ながら度々ほね折、やりさきに而取申され候。いさゝかほうみとおぼしめすまじく候。此方よりもほうみとも不存候。つねくの御禮には、我等名みやうじともにまいらせ候間、向後は前田又さへもんをかはり、羽柴筑前守と御名のりあるべく候。尤息孫四郎義も、羽柴と可被申候。そのほうにもおとりなく、度々てがらども承及候。然者越中三郡、孫四郎宛所に折かみととのへ候へども、もししよもうに候はゞ、いかやうにも其方望次第に